

会 議 録

会議の名称	小金井市いじめ防止条例検討委員会	
事務局	小金井市教育委員会指導室	
開催日時	令和元年8月2日午後2時から午後4時まで	
開催場所	小金井市市民会館「萌え木ホール」A会議室	
出席者	委員	小林委員長、原田副委員長、松嶋委員、尾高委員、日野委員、木下委員、丸山委員、中川委員、志波委員、川畑委員
	事務局	大熊教育長、大津学校教育部長、浜田指導室長、平田統括指導主事、西尾指導主事、郷古指導係長、越指導係主任、増田指導係主事
傍聴の可否	Ⓐ ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	2人	
会議次第	1 教育委員会あいさつ 2 委員の委嘱 3 自己紹介（委員長・副委員長の選出含む） 4 事務局からの説明 5 主な協議内容 6 事務連絡	
発言内容・発言者名 （主な発言要旨）	別紙のとおり	
提出資料	（当日配布） 資料1 次第 資料2 いじめ防止条例検討委員 名簿 資料3 いじめ防止条例策定に向けたスケジュール 資料4 いじめ防止条例検討委員会設置要綱 資料5 東京都及び各市のいじめ条例比較表 参考 東京都いじめ防止対策推進条例／東久留米市 いじめ防止対策推進条例／国立市いじめ防止 対策推進条例／あきる野市いじめ防止対策推 進条例／大津市子どものいじめの防止に関す る条例／富士見市いじめ防止条例／小金井市 いじめ防止基本方針	

	<p>1 教育委員会あいさつ</p> <p>2 委員の委嘱 *大熊教育長より委嘱状を交付した。</p> <p>3 自己紹介（委員長・副委員長の選出含む） *委員、事務局の順に自己紹介を行った。</p> <p>委員長・副委員長の選出 *選出方法を協議した結果、指名推薦で行うことになった。 *指名推薦の結果、委員長に小林委員、副委員長に原田委員が選出された。</p> <p>4 事務局からの説明 *事務局より配布資料の確認後、資料に沿っていじめ防止条例検討委員会の趣旨、今後のスケジュール、ファイル資料の内容、協議内容について説明した。</p> <p>5 主な協議内容 (1)いじめ防止条例について</p>
小林委員長	資料の近隣三市を選んだ理由は。
事務局（西尾）	三市とも東京都の条例を基本として作成しているが、東久留米市は東京都に近い。国立市、あきる野市は、東京都をベースにしているが、市の実態に合わせている。東京都の条例と同じ様に策定している市もあれば、東京都の条例より細かく示している市もあるというところで三市を選んだ。
小林委員長	大津市、富士見市のどちらにしても被っている県の条例が違うが、大本はいじめ防止対策推進法であるから、次回はいじめ防止対策推進法も準備した方がよい。
事務局（西尾）	次回までに準備する。
松嶋委員	いじめ防止条例を策定したことによる成功例と失敗例がどのように違うのかを知りたい。いじめ最悪の市と最高の市を知りたい。
小林委員長	<p>今の文部科学省では、いじめの認知件数が多い方が、学校が認知しているという点で良いと考えられている。ほかの国と比べると、日本は先生が関わっている程問題の解決率が高いが、発見が少ないのが特徴。そのため、数だけで上手く運用できているか判断することは難しい。</p> <p>大きな事件があったところはしっかりした委員会を作って対策をしているので、しっかりしたシステムが作られている。しかし、どこまで継続していけるかという課題もある。</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第1回）

志波委員	<p>目的から始まり、各委員会というところまで条例の形は大体同じ。その中で違うのが禁止規定。条例そのものは、大人がどうしたらいじめをなくせるかといった観点から仕組みを作っている中で、唯一上から禁止する条項が入っていることには、少し違和感がある。</p>
小林委員長	<p>禁止規定が入っていないところは都内にもある。大津市も富士見市も入っていない。参考にしたら良いのが京都市で、いじめを発見するための調査用紙が非常に良くできている。いじめの報告数が一番多いのが京都市であり、日本で最も人権意識の高いところがどのように条例を定めているかを見た方がよいだろう。今決めることではないが、子どもに「いじめをするなよ」と言うだけで通じるのかどうか、確かに気になる。</p>
日野委員	<p>大津市はいじめの事件もあり、意識が高くできているので、大津市を参考にするとよいのではないか。</p>
小林委員長	<p>大津市では大きな事件があった。教育委員会の対応を疑い、市長が統括するというつくりになっている。教育委員会で上手く行かないときは市長がという二枚腰の方がよいかもしれない。また、重大事故が起きたときにどうするのかということはある程度書き込んでおかなければならない。富士見市は「重大事態への対処」として具体的に定めている。また、富士見市は、条例には入っていないが、いじめをなくするための生徒たち主体のフォーラムを年に1回開催していて、これは大津市の条例にも該当するところがある。</p>
日野委員	<p>フォーラムに賛成である。いじめの周りにいる人たちが、いじめをしてはいけないと認知していることが大事であり、生徒によるいじめ防止条例のようなものを策定するのも良いのではないか。</p>
尾高委員	<p>いじめを受けていた身からすると、優秀な生徒の話な気がする。フォーラムのような集団に入ることができない子どもがいる。そういった子どもがはじかれているような気もするため、良いとは思わない。</p>
小林委員長	<p>相談体制について、小金井市いじめ防止対策推進基本方針を見ていて、加害者に対するケアがあまりない。学校では加害者を説諭し、反省させ、和解させているが、これをバックアップする加害者に対するケアや教育システムが実は考えられていなくてはいけないが、基本方針にはない。加害者をしっかりとケアし、被害者をいかに助けるかが大切である。</p>
川畑委員	<p>子どもがいじめを受け、母子ともに苦しんだが、いじめの</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第1回）

	<p>問題はいじめられている子だけの問題ではなく、加害者も何とかしないとイケない。学校の先生は、現場で起きていることしかわからない。加害者のこともケアするようなものが条例に入れば、素晴らしいものになるのではないか。</p>
尾高委員	<p>いじめが娯楽化しているなど感じている。どうして加害に至るのかについて、具体的に調べることを入れ込むのがよいのではないか。</p>
松嶋委員	<p>学校や保護者以外に「地域」という言葉を入れたら小金井市らしくなるのではないか。</p>
尾高委員	<p>地域の人というのは良いとは思いますが、いじめに精通している人ではない人がかかると拗れる場合がある。一定のスキルがある人が基本に入らないと相談体制はリスクがある。見守るという体制に関しては、入れるべきだろう。</p>
日野委員	<p>SNS で起きるいじめに対して、条例ではインターネットを通じて行われるものも含むとされているだけで、SNS についての相談体制があまりない。SNS から相談できる仕組みがあるといじめが発見されやすいのではないか。</p>
原田副委員長	<p>考え方としては賛同するところであるが、条例化するには細かな用語の定義付けが必要である。一般的に条例であれば、ある程度広めに取らざるを得ない。SNS の話は具体的な施策の問題になるのではないか。</p>
小林委員長	<p>今の時代、メール相談は狭いスクロール画面の性質上、通常の相談には非常に馴染まない。相談の入口には使えるが、匿名性が便利な中でどこまで匿名性を破って相談してくれるかという課題や、全世界の人が手元にある端末でできてしまうため、だれがどこまで対応するのかという課題がある。</p>
川畑委員	<p>東京都で始めた LINE 相談は、想定より中高生が多い。しかし、顔が見えないため、どのようないじめかという細かいところまでいかない。</p>
尾高委員	<p>今の子どもたちはメールを使わないので、相談体制の中にインターネットを入口として、その後必要であれば電話や面接というつながりができるような一文を入れると運用はしやすいのではないか。メールやインターネットの次にどこに相談をつなぐかという課題はある。警察、児童相談所は子どもにとっては敷居が高い。今は NPO 法人などもあるので、もう一歩手前のところで相談機関を入れられるとよいのではないか。24 時間、相談を受け付けられる場所が限られている。子どもが最も相談したがる時間が深夜帯。子ども同士で</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会 会議録（第1回）

	<p>はなく、適切な本当に助けてもらえるところにつなげられるような一文が欲しい。</p>
原田副委員長	<p>比較表には有事の時の対応が出ていない。重大事態が発生した時には、組織をどうするのかと同時にスピード感が非常に求められる。そこをどこまで書き込むのかというのが一つのテーマになると思うので、他市の情報が欲しい。</p>
小林委員長	<p>各学校で行っているいじめの早期発見のための調査を小金井市ではどのように行っているのか。いじめという言葉を使わずに、スーと浮かび上がってくるような調査を京都市や富士見市では行っている。小学校の約8割、中学校の約7割いじめられた体験があるという国立教育政策研究所の3年間の追跡調査があり、この程度が本来捕捉しなくてはいけない数になる。運用の話かもしれないが大事なところなので、匿名でも記名式でも浮かび上がってくる聞き方を、具体的に追及してもらいたい。</p>
事務局（西尾）	<p>頂いた意見を参考に、次回に向けて必要な資料を準備する。条例の内容以外のいじめに対しての話をお願いしたい。</p>
志波委員	<p>(2)いじめ問題について 重大ないじめが起こると第三者委員会が議論し、報告書が出てくる。第三者委員会がちゃんとやっていけるのか。中立な立場で問題に向き合うことができる条例の構成は有り得るのか、条例の後でどう運用するのかが気になる。</p>
小林委員長	<p>構成委員がどのようになるかにもよる。</p>
原田副委員長	<p>八王子では、弁護士が3人入っている。弁護士会の多摩支部から3人推薦するため、公平性は会が担保しているが、構成委員を推薦するための内部手続きに非常に時間がかかるという問題もある。</p>
木下委員	<p>小金井市の特色を検討していきたい。大津市、富士見市には、子どもの役割について書かれている。地域、市民の役割をどのように反映するのか。条例、市の基本方針、学校の基本方針と徐々に細かくなっていく中で、学校としてどの様に体制をつくるかが重要になる。SNSによるいじめは多くなってきている。いじめられる者の数も8割程度いるが、いじめられる者の数も同じくらいある。どのように啓発していくのが課題である。</p>
丸山委員	<p>第4回までのスケジュールを見ると、条例の骨格をまず考えていく必要がある。条例にはいじめの定義のように入れなければならないことがある。また今の一番の課題は、いじめ</p>

<p>中川委員</p>	<p>が大きな事態に発展したときに調べる組織が存在しない、そのための予算がないなど、体制が整備されていないということである。条例を作ることで体制が整備されることに大きな意味がある。</p> <p>条例には罰則がない。いじめを防止するために小金井市としてどのようなことをしたらよいのか。二中ではいじめのアンケートを年6回行っている。いじめが大きくなる前に発見できるとよいと思っている。小金井市全体で防止できるような指針が出るのがよいと思う。いじめている子も実は困っていて、親も困っている。しかし、いじめについて聞くと親が子をかばってしまう。しつけの仕方をサポートする場があってもよいと思う。今までと違った防止法を考えるのもよいのではないか。</p>
<p>日野委員</p>	<p>フォーラムや生徒会のようなところで、いじめをしないというルールを決めていくということにつながる一文を入れていくことがいじめの予防につながるのではないか。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>富士見市では第4条で定めている。富士見市では、その前に子どもが人権宣言をしていて、それに基づいていじめについて取り組んでいる。学校にさせることを条例の中に入れ込むことは、先生たちを忙しくしてしまうこともあり難しい。</p>
<p>尾高委員</p>	<p>フリースクールは、この中に含まれないのか。</p>
<p>原田副委員長</p>	<p>都の条例では、定義からは外れている。</p>
<p>小林委員長</p>	<p>条例の中で入れなければならないところを整理して、委員会として考えていくところが分かると助かる。</p>
<p>事務局（西尾）</p>	<p>追加資料として、いじめ防止対策推進法と京都市のいじめ防止条例を準備する。今回は、本日の協議を参考に条例案を示したい。</p> <p>6 事務連絡 * 次回の日程 10月4日午後3時からの方向で調整する。</p>